

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、日本の国を形作ってきた基礎的財産の一つである。

さらに、新聞は、その戸別配達網によって内外の多様な情報を全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中核的役割を果たしている。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性ととも、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を長く果たしてきたことによるのは広く万人が認めるところである。

現在、深刻な活字離れが進むなかで、新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞に触れることなく育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されているが、さらに今回の消費税率引き上げによって、新聞離れがますます加速する恐れがある。

ヨーロッパ諸国をみても、多くの先進国が新聞への軽減税率措置をとっており、「新聞は軽減税率の対象」との認識が広く浸透している。

よって、国会及び政府においては、新聞への軽減税率を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）11月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、  
財務大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、  
市民ネットワーク北海道所属議員全員及びみんなの党木村彰男議員